



Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women

Distr.: General
25 October 2024

Original: English

※本ファイルは、女子差別撤廃委員会第40号一般勧告の内閣府による仮訳です。
仮訳は修正される可能性があります。本勧告に言及する際は必ず原文を参照してください。

女子差別撤廃委員会

意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性に関する一般勧告 第 40 号 (2024 年)

目次

I.	男女比 50 対 50（パリティ）へのロードマップ	3
II.	現状を打破する解決策としての意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性	3
A.	平和と政治的安定	4
B.	持続可能かつ包摂的で人権に基づく経済	4
C.	気候変動と環境災害リスクの軽減	5
D.	技術開発（人工知能の躍進など）	6
E.	多国間体制及びガバナンスの変革と持続可能性	6
III.	意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性の 7 つの柱	6
A.	出発点及び普遍的規範としての意思決定システムにおけるパリティ	7
B.	パリティを条件とする効果的な若者によるリーダーシップ	8
C.	交差性及び意思決定システムにおけるあらゆる多様性を持つ女性の包摂	8
D.	あらゆる領域における意思決定システムに対する包括的な取り組み	9
E.	意思決定システムにおける女性による平等な権力・影響力の行使	9
F.	意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性の確保に向けた構造的変革	9
G.	意思決定システムにおける市民社会の代表性	9
IV.	意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性に関する標準枠組み	10
V.	意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性に関係する締約国の義務	11
A.	意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性の達成のための一般的義務	11
1.	無差別及び実質的平等の確保	11
2.	交差性及び女性における多様性	12
3.	ジェンダーに関する固定観念の解体	13
4.	男性と対等の条件によるあらゆる多様性を持つ女性の代表性	14
5.	エンパワーメント及びリーダーシップに向けた教育	15
6.	ジェンダーに基づく女性への暴力及びハラスメントの撲滅	17
7.	意思決定における女性権利団体の代表性	18
B.	意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性を達成するための個別の義務	19
1.	政治的・公的な意思決定におけるパリティ	19
(a)	選挙権	19
(b)	選挙に立候補する権利	20
(c)	政府の政策の策定及び実施に参加する権利	20
(d)	公職に就き、全ての公務を遂行する権利	21



(e)	公的・政治活動関係の非政府機関に参加する権利.....	22
2.	国際的な意思決定におけるパリティ	22
(a)	国際的に政府を代表する権利.....	22
(b)	国際機関の活動及び交渉におけるパリティ	23
3.	平和・安全保障に関する意思決定におけるパリティ	23
4.	経済に関する意思決定におけるパリティ	25
5.	意思決定にアクセスするための前提条件としての私的領域における女性の権利	28
VI.	パリティに基づくシステムを実現する締約国の義務に関する説明責任とモニタリング	29
VII.	パリティに基づくシステムの実現に向けて求められる国際社会の行動.....	29

I. 男女比 50 対 50（パリティ）へのロードマップ

1. 女性は、全ての意思決定システムにおいて、男性と対等の条件で、平等かつ包摂的に代表される権利を有する。締約国によって大きな進展がみられたものの、この権利は、今なお尊重されておらず、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」に規定される他の全ての権利の行使を著しく妨げるものである。また、男女間における意思決定権の平等かつ包摂的な分担が確保されないと、各国政府や国際社会は、地方、国、地域、世界が直面する喫緊の課題の対処に効果を上げることができない。女子差別撤廃条約の前文に記されている通り、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている。現在及び将来世代がこれらの課題に対応するために、本一般勧告では、全ての意思決定システムにおいて女性が平等かつ包摂的に代表される権利を享有するためのロードマップの概要を示す。

2. 本一般勧告において、女子差別撤廃委員会は、締約国が、あらゆる部門の全ての意思決定システムにおいて、女性の平等かつ包摂的な代表性を実現し、組織的変化を目指す際の包括的な指針を提供する。また、上記義務を確実に履行し、世界の課題を克服するための立法・政策・計画措置を示す。本一般勧告において、「平等かつ包摂的な代表性」とは、意思決定システムへの平等なアクセス、並びに、意思決定システムにおける平等な権力という観点から、あらゆる多様性を持つ男女比が 50 対 50 と均等（パリティ）であること（以下、単に「パリティ」という）と定義される。「意思決定システム」とは、政治、公共、経済の各部門、デジタル空間などを問わず、公式・非公式のプロセスを通じて行われる、あらゆる意思決定を含むものと定義される。したがって、パリティを達成するためには、複数の意思決定の場やその相互作用を考慮するとともに、女性が男性と対等の条件で意思決定システムにアクセスすることを妨げる、全ての障壁を取り除く必要がある。

3. 加えて本一般勧告は、若者と将来世代を、平和とパリティに根ざした社会ビジョンに組み込む。本一般勧告に示す通り、若者の期待及び権利と、パリティに基づくシステム構築の間には重大な相関性がある。

II. 現状を打破する解決策としての意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性

4. 女子差別撤廃委員会は、平和、政治的安定、経済発展、気候変動、技術の進歩（人工知能など）、多国間体制及びガバナンスの変革と持続可能性に関連するものなど、破壊的な影響をもたらしうる喫緊の課題の増加が、女子差別撤廃条約の履行に直接の影響を及ぼすとともに、社会の変容を加速させていると考える。このような複雑さに対処するためには、パリティを意思決定の中心に据えることによって、集合知を構築する必要がある。国連事務総長の言葉を借りれば「パリティの躍進」¹こそが、共同での意思決定、並びに、強靱な社会の構築に必要とされる、革新的解決策へのカギとなる。

¹ United Nations, “Secretary-General’s remarks to High-level event on Women in Power”, 12 March 2019, available at [Secretary-General’s remarks to High-level event on Women in Power \[as delivered\]](#) | United Nations Secretary-General.

A. 平和と政治的安定

5. 紛争や危機が深刻化する中、女性を持続可能な平和の重要な推進力である²にもかかわらず、紛争・危機の防止や平和交渉、平和構築の取り組みにおいて女性の代表者は依然として構造的に著しく少ないままである。1992年から2019年にかけて行われた和平プロセスにおいて、女性が代表者となったのは、交渉者では13パーセント、仲介者では6パーセント、調印者では6パーセントにすぎなかった³。2022年には、国連が単独又は共同で主導した5件の進行中の和平プロセスのうち4件において、女性が紛争当事者の交渉者又は代理人として参加した。しかし、割合で見ると、女性の代表者はわずか16パーセントにすぎず、2021年の19パーセント、2020年の23パーセントよりも一層低下していた⁴。2023年は、成立に至った和平合意のうち、女性団体の代表者が調印に参加したものはひとつもなかった⁵。また、核兵器、軍事支出の増加、武器・弾薬の拡散、新技術の武器化がもたらす脅威などの重要問題について議論する国際会議における女性参加者の割合は全体の3分の1にすぎない⁶。

6. 偽情報と二極化は、紛争を一層悪化させる脅威である。政治の意思決定における女性のリーダーシップは、安定と平和の推進、人々のニーズへの対応力の向上、協力の促進をもたらす一方で⁷、女性団体の活動に対する制限、女性の政治家・ジャーナリスト・人権活動家への攻撃や脅迫の増加、世代が下がるにつれて獲得されてきた女性・女児の人権に異議を唱えたり、後戻りさせようとする試みなどにより、政治や市民領域における女性の代表性に対する風当たりはますます強まっている。

B. 持続可能かつ包摂的で人権に基づく経済

7. 女性の経済的自立は、女性による権利の享受、そして包摂的な経済成長⁸、貧困の撲滅、社会的公正、持続可能な開発⁹への道を開くカギとなる。また、人権に基づく経済に向けた重要な第一歩でもある。しかし、低賃金で低革新、利潤性も低い多くのインフォーマル・セクターに占める女性の割合は不釣り合いに大きく、それが、女性が意思決定できる立場に立つことを妨げ、経済の形成から排除される主な要因となっている。一方、経済ガバナンス構造、多国間金融機関、債務返済システム、資本市場、産業インフラ構築、貿易交渉、公的調達制度の分野において意思決定を担う立場に就く女性は男性と比べて非常に少ない。例えば、公的調達市場において、女性が経営する企業が受注する公共

² United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women (UN-Women), “Women’s participation and a better understanding of the political” in *Preventing Conflict, Transforming Justice, Securing the Peace: A Global Study on the Implementation of United Nations Security Council resolution 1325* (2015), available at <https://wps.unwomen.org/participation/>; The Pact for the Future, General Assembly resolution 79/1, para. 40; and UN-Women, “Facts and figures: women, peace, and security”, 18 October 2024, available at www.unwomen.org/en/what-we-do/peace-and-security/facts-and-figures.

³ United Nations, “Inclusive diplomacy”, available at www.un.org/en/observances/women-in-diplomacy-day.

⁴ S/2023/725, para. 9.

⁵ University of Edinburgh, PA-X Peace Agreement Database, version 7 (plus AgtID 2467), 2023, available at <https://pax.peaceagreements.org/>.

⁶ UN-Women, “Facts and figures: women, peace, and security”.

⁷ Minna Cowper-Coles, *Women Political Leaders: The Impact of Gender on Democracy*, (London, Westminster Foundation for Democracy, 2021).

⁸ UN-Women, “Facts and figures: economic empowerment”, February 2024, available at www.unwomen.org/en/what-we-do/economic-empowerment/facts-and-figures.

⁹ UN-Women, “Facts and figures: economic empowerment”.

事業は、わずか1パーセントにすぎない¹⁰。また、2023年に出願された特許申請のうち、発明者として女性の名をあげているものは、わずか17.7パーセントである¹¹。労働市場では、女性管理職の割合は、わずか28.2パーセントであり¹²、185の中央銀行に対する調査では、女性がトップを務める中央銀行は16パーセントにすぎないことが明らかになっている¹³。2019年、女性が創業したスタートアップ企業に投じられたベンチャーキャピタルの割合は、わずか2パーセントであった¹⁴。デジタル経済の重要性の高まりと、デジタル領域において継続するジェンダーギャップは、こうした状況を悪化させ、新たな形態の構造的差別を生み出す恐れがある。

C. 気候変動と環境災害リスクの軽減

8. 気候変動の状況下における防災のジェンダー関連の側面に関する一般勧告第37号（2018年）で強調した通り、気候変動や災害は、ジェンダー不平等や女性と女兒に対する交差的形態の差別を悪化させ、女性・女兒がその結果生じるリスクや損失にさらされる度合いを高める。災害リスクの軽減における女性の重要な役割は、仙台防災枠組2015-2030（Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030）でも強調されている。研究によると、女性の国会議員が多い国ほど、気候変動や土地保全に関する政策を採択したり、環境関連条約を批准したりする可能性が高いことが分かっている¹⁵。同様に、女性の取締役の人数が多い企業ほど、エネルギー効率の改善や環境フットプリントの削減に成果がみられた¹⁶。農業地域では、女性のもつ伝統的・土着的な知識が、農業、気候変動管理、資源管理における適応的実践のカギとなる¹⁷。ところが、気候・環境問題活動を主導している女性、とりわけ若年女性は¹⁸、意思決定から大きく除外されている。2020年現在、環境部門の大臣職に就いている女性の割合は、わずか15パーセントにすぎない¹⁹。気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）の締約国代表団に占める女性の割合は34パーセントであったが、この割合は過去10年間にわたり横ばいのままである²⁰。

¹⁰ International Trade Centre (ITC), “ITC-UN-Women: Global Campaign on Gender-Responsive Public Procurement”, available at www.intracen.org/news-and-events/campaigns/women-in-public-procurement.

¹¹ World Intellectual Property Organization, “Intellectual property, gender, and diversity”, available at www.wipo.int/web/gender.

¹² Taylor Hanna and others, “Forecasting women in leadership positions: technical brief”, (UN-Women), available at www.unwomen.org/sites/default/files/2023-11/forecasting-women-in-leadership-positions.pdf.

¹³ Official Monetary and Financial Institutions Forum, *Gender Balance Index 2024*.

¹⁴ United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO), *UNESCO Science Report: The Race against Time for Smarter Development* (Paris, 2021).

¹⁵ International Union for Conservation of Nature, “New data reveals slow progress in achieving gender equality in environmental decision making”, 1 March 2021.

¹⁶ Silvia Lesi, “Gender and climate action”, European Investment Bank, 28 July 2023.

¹⁷ General recommendation No. 37 (2018) on the gender-related dimensions of disaster risk reduction in the context of climate change.

¹⁸ See also [A/HRC/50/25](https://www.unhcr.org/refugees-and-migrants/50/25).

¹⁹ International Union for Conservation of Nature, “New data reveals slow progress in achieving gender equality in environmental decision making”.

²⁰ WEDO, “Release: new data shows 34% women’s participation on party delegations at COP28, the same percentage as 10 years ago”, 24 January 2024. Available at <https://wedo.org/release-new-data-shows-34-womens-participation-on-party-delegations-at-cop28-the-same-percentage-as-10-years-ago/>.

D. 技術開発（人工知能の躍進など）

9. デジタルトランスフォーメーション推進の中核的役割を担う人工知能の重要性が飛躍的に高まる中、急速に進む技術の変遷は、国際社会を変えている。この第5次産業革命は、人権（女性の権利を含む）及び障害者のアクセシビリティを踏まえた方法で進展すれば、人類に恩恵をもたらす計り知れない可能性を秘めている。それを実現するためには、多様な視点や集合知が不可欠である。しかしながら、デジタルリテラシーを含む技術の利用におけるジェンダーギャップ、さらに科学・技術・工学・数学（STEM）分野における研究、キャリア、指導的地位におけるジェンダーギャップのために、これら技術的進歩の開発に占めてきた女性の代表性は著しく低い。例をあげると、女性労働者の割合は、STEM 分野全体ではわずか 29.2 パーセント、人工知能分野では約 30 パーセントである²¹。また、人工知能関連の博士課程修了者に占める女性の割合はわずか 18 パーセント²²、人工知能関連の女性の論文執筆者はわずか 13.83 パーセントとなっている²³。STEM 分野においては、経営幹部レベルの上級管理者に占める女性の割合は、わずか 12.4 パーセントにすぎない²⁴。人工知能システムにも、ジェンダーバイアスを反映し、増幅する傾向が見られ²⁵、その傾向は差別的な出力・回答となって現れる。このことが、獲得されてきたジェンダー平等の後退や新たな形態の構造的差別を招く恐れがある。

E. 多国間体制及びガバナンスの変革と持続可能性

10. 前記のような破壊的な影響をもたらさうる課題は、地方、国、地域、世界の各レベルで対処する必要がある。多国間主義の役割は過去数十年の間に大幅に拡大したが、そのルールやプラットフォームには、女性の代表性が低いなどの差別がしばしば残存しており、現在の課題の複雑さには十分に対応できていないことも多い。パリティに基づくシステムは、若者の統合と世代を超えたリーダーシップを決然と目指すものであり、多国間体制の有効性、持続可能性、強靱性、正当性、説明責任を支える前提条件のひとつである。

III. 意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性の 7 つの柱

11. 家父長制構造が、意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性の妨げとなっている。家父長制は、政治、社会、経済、文化の構造の中に深く組み込まれた権力体系である。歴史的に明確に異なる役割、価値、性格を

²¹ World Economic Forum, *Global Gender Gap Report 2023* (Geneva, 2023).

²² Daniel Zhang and others, *Artificial Intelligence Index Report 2021* (Stanford, Stanford University, 2021).

²³ Gabriela Ramos, “Why we must act now to close the gender gap in AI”, World Economic Forum, 22 August 2022.

²⁴ World Economic Forum, *Global Gender Gap Report 2023*.

²⁵ UN-Women, “Artificial intelligence and gender equality”, 22 May 2024, available at www.unwomen.org/en/news-stories/explainer/2024/05/artificial-intelligence-and-gender-equality.

²⁶ In article 7 (1) (h) of the Rome Statute of the International Criminal Court, persecution against any identifiable group or collectivity on gender grounds is identified as an act that constitutes a crime against humanity. There is a growing call, including among human rights mechanisms of the Human Rights Council and civil society, for the codification of the crime of gender apartheid under international law, including in the definition of apartheid in article 2 (2) (h) of the Proposed International Convention on the Prevention and Punishment of Crimes Against Humanity.

男女に割り当て、階層構造を作り出してきた。その結果、労働の役割分担が生じ、女性は主に家庭・家族という私的領域の責任を担う一方、男性は政治・経済という公的領域の主体を担ってきたが、これら二つの領域の労働には、重み付けに差がある。家父長制は、あらゆる社会に広く浸透している。最も深刻な場合には、女性に対する体系的な抑圧・支配の制度化された体制という形態をとり、「ジェンダー・アパルトヘイト」と最近では称される体制を維持する意図を持って行われている。²⁶そのため、「ジェンダー・アパルトヘイト」を犯罪として成文化し、ジェンダーに基づく犯罪の完全な説明責任を確立することが不可欠である。

12. 本一般勧告に示す、家父長制に対する変革アプローチは、両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣行を撤廃する責任を締約国に課す、女子差別撤廃条約第5条(a)に沿うものである²⁷。

13. 上記の目的を達成するため、女子差別撤廃委員会は、意思決定システムにおける平等かつ包摂的な代表性の7つの柱を特定した。すなわち、(a)出発点及び普遍的規範としてのパリティ、(b)パリティを条件とする効果的な若者によるリーダーシップ、(c)意思決定システムにおける交差性及びあらゆる多様性を持つ女性の包摂、(d)あらゆる領域における意思決定システムに対する包括的な取り組み、(e)意思決定システムにおける女性による平等な権力・影響力の行使、(f)意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性の確保に向けた構造的変革、(g)意思決定システムにおける市民社会の代表性である。

A. 出発点及び普遍的規範としての意思決定システムにおけるパリティ

14. 意思決定における女性代表の割合を30パーセントとする目標は、男女間の不平等は正当であると認められるというメッセージを帯びてしまうため、女子差別撤廃条約の中核的目的に合致しない。意思決定は、それがパリティに基づき、男女双方の利益を平等に考慮して行われた場合に限り、現実的かつ動的な意味を持ち、その効果が長期にわたって持続する。また、女性の平等かつ包摂的な代表性は、既存の共謀ネットワークを破壊し、高潔性を推進する重要な原動力でもある²⁸。

15. 女子差別撤廃委員会の結びの記述に反映されている通り、選挙その他の意思決定の役割に関して、パリティに配慮した法律を制定したり、検討したりしている締約国が増えている。パリティとは、政治、公共、経済活動などの全ての分野の恒久的かつ中核的機能として、権力を、50対50の原則に基づき完全かつ平等に男女間で分かち合うことを意味する。したがって、パリティを保障する法制度は、歴史上存在した女性の不利益が是正された時点で撤廃される

²⁶ In article 7 (1) (h) of the Rome Statute of the International Criminal Court, persecution against any identifiable group or collectivity on gender grounds is identified as an act that constitutes a crime against humanity. There is a growing call, including among human rights mechanisms of the Human Rights Council and civil society, for the codification of the crime of gender apartheid under international law, including in the definition of apartheid in article 2 (2) (h) of the Proposed International Convention on the Prevention and Punishment of Crimes Against Humanity.

²⁷ Unless otherwise indicated, articles refer to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women.

²⁸ See also United Nations Office on Drugs and Crime, *The Time is Now: Addressing the Gender Dimensions of Corruption* (Vienna, 2020).

ことを意図したものではなく、法の原則並びに優れたガバナンスの恒久的かつ普遍的な機能として存続するものである。本一般勧告においてパリティと言う場合は必ず、あらゆる多様性を持つ男女比が 50 対 50 であることを意味する。

B. パリティを条件とする効果的な若者によるリーダーシップ

16. 若者は、人権、持続可能な開発、平和・安全保障に貢献する上で、欠かせないステークホルダーであることが証明されており、意思決定における若者の代表性が重要であることは、多くの国が強調している²⁹。持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2030 Agenda for Sustainable Development）及び未来のための協定（Pact for the Future）では、若者を、自らの潜在能力を存分に発揮し、将来世代にふさわしい世界を実現する、プラスの変化をもたらす重要な担い手として認識する。しかし、女兒と男児、若年女性と若年男性の間のジェンダー不平等が、若者が、より良い世界を構築する役割を発揮する妨げとなっている。加えて、若者の参加を促す既存の取り組みは、若者を均質な集団とみなしていることが多く、不平等を存続させている社会規範や社会構造を強化している。現在及び将来の世代のために、意思決定におけるパリティを実現するには、若者の参加を促す変革アプローチが必要とされる。若者が、自分たちのニーズに応え、その権利を行使し、自分たちも参加するリーダーシップと世代を超えた連帯を実現し、危機を予測・克服できるような、平和で平等、包摂的で持続可能な世界を構築できるようにするためには、パリティが不可欠である。

C. 交差性及び意思決定システムにおけるあらゆる多様性を持つ女性の包摂

17. 女子差別撤廃条約のもと、締約国は、これから現れる新たな形態の差別を含め、他の形態の差別と交差性を有する女性差別の問題に取り組まなければならない。女子差別撤廃委員会は、女子差別撤廃条約第 2 条に基づく締約国の主要義務に関する一般勧告第 28 号（2010 年）において、交差性について、締約国が負うべき義務の範囲を理解するための基本概念であると明記している。同概念については、女性の司法へのアクセスに関する一般勧告第 33 号（2015 年）、並びに、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する一般勧告第 35 号（一般勧告第 19 号の改訂版、2017 年）においても、一層の明確化を図っている。女子差別撤廃委員会は、意思決定における役割に関連するものも含め、交差的形態の差別や新たな形態の差別に取り組む勧告を継続的に出している。また、これまでに出した、女性障害者に関する一般勧告第 18 号（1991 年）、女性高齢者とその人権確保に関する一般勧告第 27 号（2010 年）、農山漁村女性の権利に関する一般勧告第 34 号（2016 年）、先住民の女性及び女兒の権利に関する一般勧告第 39 号（2022 年）においても、平等かつ包摂的な意思決定を求めてきた。真に包摂的な意思決定システムを実現するためには、あらゆる多様性を持つ女性が、とりわけパリティの持続可能性の保証人としての若年女性が、この権利の実現を狙いとする立法、戦略、政策、計画を主導する勢力を担う必要がある。

²⁹ The Pact for the Future, General Assembly resolution 79/1; Human Rights Council resolutions 32/1, 35/14, 41/13 and 51/17; Security Council resolution 2250 (2015); and General Assembly resolution 76/137.

D. あらゆる領域における意思決定システムに対する包括的な取り組み

18. 意思決定は、相互に関連するさまざまな領域に及ぶ。女子差別撤廃委員会は、政治的・公的活動における女性に関する一般勧告第 23 号（1997 年）において、第 7 条に定められる締約国の義務は、政治的・公的活動のあらゆる分野に及ぶと明記している。また、第 8 条はさらに、国際的に自国政府を代表する権利、及び、国際機関の活動に参加する女性の権利を保障している。あらゆる意思決定システムにおける女性の代表性に対する幅広い取り組みは、第 7 条及び第 8 条に加えて、第 5 条及び第 9 条から第 16 条において明確に規定される。これは、あらゆる活動分野にわたって女性の権利が相互に関連していることを認める、第 1 条及び第 3 条の内容と一致する。加えて、女子差別撤廃委員会は、人工知能など新分野の全てにおける女性の平等かつ包摂的な代表性の必要性を強調する。

E. 意思決定システムにおける女性による平等な権力・影響力の行使

19. 女子差別撤廃条約は、女性と男性と平等の権利を有すると定めている。女子差別撤廃委員会は、一般勧告第 23 号（1997 年）において、形だけの平等主義的な方法は許容できないと強調している。女性は、あらゆるレベルで意思決定に平等に関与しなければならない。しかし、家父長制的な規範はしばしば、女性が高いレベルでの意思決定に参加し、重要議題を推進したり、それに影響を与えたりできるようになる機会を制限する。また、意思決定における役割配分に、性別による分離という思考パターンが反映されることも多い。例えば、大臣職の割り当ては、固定観念化した男女の責任分担に関する思い込みに基づく傾向がある。意思決定における平等かつ包摂的な代表性とは、男性と女性があらゆるレベルにおいてあらゆる役割を担うことができることを意味する。それは、諸課題を再評価・優先順位付けすることでもあり、また、あらゆる課題においてパリティを確保することでもある。

F. 意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性の確保に向けた構造的変革

20. 前文、第 5 条、第 11 条(2)(c)に規定されている通り、完全な平等を実現するためには、社会・家族における固定観念化したジェンダー役割の刷新、並びに、労働の再分類が必要である。女子差別撤廃委員会は、一般勧告第 23 号（1997 年）において、家事労働や育児・介護の義務、女性の男性への経済的依存、長時間かつ柔軟性のない労働時間が、女性による意思決定への平等かつ包摂的なアクセスの妨げになっていることについて詳しく記した。こうした規範や固定観念を変えるためには、公共・民間の全領域においてジェンダーに基づく役割・責任に関して構造的変革を実現し、女性と男性が平等に、職業上の義務・能力と家事・育児・介護の責任を統合できる状況を作り出す必要がある。その方法として、新たに労働を整理統合したり、生産性、収益化、ケアエコノミーといった概念を再構成することなどが考えられる。

G. 意思決定システムにおける市民社会の代表性

21. 市民社会における女性の代表性は、意思決定にジェンダーの観点を取り入れたり、ジェンダーに配慮した法制度・政策の策定に関して国に助言したり

する上で不可欠である。特に、女性権利団体や女性人権活動家の役割は、他の市民社会団体の役割と同様に重要であると考えられなければならない。また、市民社会団体においても、パリティが実現されなければならない。より包摂的なガバナンスの形を生み出すため、国家は、その道筋を開いて全ての障壁を取り除くとともに、市民社会空間の閉鎖が増えている中、その流れを逆転させ、権利が確実に保護されるようにし、女性・女児の関連団体や女性人権活動家に資金や能力開発の支援を行うことによって、彼らが「女性問題」と狭義に認識されている問題はもとより、それ以外の問題に関する全ての分野の意思決定の場に実質的に参加できるようにすべきである。また、他の市民社会団体に対しても、パリティに基づくシステムを確立し、それを自らの役割と認識し、パリティの実現に向けて取り組む能力を開発できるよう支援を提供すべきである。

IV. 意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性に関する標準枠組み

22. 国際人権条約法のもと、女性には、意思決定システムにおける平等かつ包摂的な代表性を享受する権利が保障されている。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約は、国際的な意思決定や平和・安全保障に関する意思決定などの政治・公的活動に参加する女性の平等な権利、並びに、経済部門における意思決定に参加する女性の平等な権利を確認するものである。婦人の参政権に関する条約は、差別を受けることなく、投票し、公職選挙に立候補し、公職につく女性の平等な権利を認める³⁰。市民的及び政治的権利に関する国際規約のもと、女性と男性は、政治及び公共の領域での意思決定に関するものを含め、平等な市民的及び政治的権利を有している³¹。経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約でも、男性と女性が全ての経済的、社会的、文化的権利を享受する平等な権利が規定される。それにより、これらの領域における意思決定も対象に含まれる³²。米州人権条約（American Convention on Human Rights）、女性に対する暴力の防止、処罰及び根絶に関する米州条約（Inter-American Convention on the Prevention, Punishment and Eradication of Violence against Women）、アフリカの女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書（African Charter on Human and Peoples' Rights and the Protocol thereto on the Rights of Women in Africa）、人権及び基本的自由の保護のための条約（欧州人権条約）（Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms (European Convention on Human Rights)）、欧州連合基本権憲章（Charter of Fundamental Rights of the European Union）、女性に対する暴力と家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約（Council of Europe Convention on Preventing and Combating Violence against Women and Domestic Violence）³³などの地域条約においても、同様の保護が保障されている。障害者の権利に関する条約は、交差性を考慮したアプローチを反映し、障害のある女性が複合的な差別を受けていることを認識するとともに、締約国は全ての障害者が政治に効果的かつ完全に参加できるようにしなければならないと定めて

³⁰ Convention on the Political Rights of Women, arts. 1–3.

³¹ International Covenant on Civil and Political Rights, arts. 1 (1) and 3.

³² International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, art. 3.

³³ European Convention on Human Rights, art. 14; American Convention on Human Rights, arts. 1 and 23; Inter-American Convention on the Prevention, Punishment and Eradication of Violence against Women, arts. 4 and 5; African Charter on Human and Peoples' Rights, arts. 2 and 13; Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa, art. 9; Charter of Fundamental Rights of the European Union, arts. 21, 23, 39, and 40; and Council of Europe Convention on Preventing and Combating Violence against Women and Domestic Violence, preamble and arts. 1 and 6.

いる³⁴。あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約は、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における人種差別を禁じている³⁵。

23. メキシコ（1975年）、コペンハーゲン（1980年）、ナイロビ（1985年）、北京（1995年）で開かれた国際連合の4回の世界女性会議は、意思決定への平等な参加者としての女性の役割を明確にしてきた。北京宣言及び行動綱領では、女性の権力及び意思決定への参加は、戦略目標のひとつとして掲げられている。各国政府に対しては、経済的、社会的、文化的及び政治的意思決定の完全かつ平等な共有を阻む、あらゆる障害を除去し、家庭、職場及び広くは、国家社会及び国際社会において、女性と男性が権力及び責任を分かち合えるようにすることを求めている³⁶。国連安全保障理事会も、決議第1325号（2000年）及びその後の決議において、加盟国に対し、紛争の予防、管理、解決のためのあらゆる意思決定における女性の平等な代表性を確保するよう求めている。持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット5.5及び16.7では、政治、経済、公共の場での意思決定における女性の完全な参加とリーダーシップを目指すものであり、これらのターゲットの進捗度は、ジェンダー、年齢、障害、人口集団に基づく代表性指標を用いて測定されている³⁷。女性の地位委員会は、第65回会合で採択された合意結論において、あらゆるレベルの公選職における対等なジェンダー・バランスの目標を達成する措置の実施を求めた³⁸。未来のための協定のアクション8において加盟国は、政治的、経済的、公的活動のあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な参加及び平等なリーダーシップの機会を女性がもてるようにすることを約束している³⁹。また、アクション19では、持続可能な平和を達成するためには、平和・安全保障に関するあらゆるレベルの意思決定への女性の完全、平等、安全かつ有意義な参加が不可欠であることを認めている⁴⁰。列国議会同盟の第145回会議で採択されたキガリ宣言において、各国議会は、政治的意思決定におけるパリティの達成を約束した。

V. 意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性に係る締約国の義務

A. 意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性の達成のための一般的義務

1. 無差別及び実質的平等の確保

24. 無差別及び実質的平等の原則は、第1条から第4条で確認されている。無差別については第1条に定義されているが、あらゆる分野において無差別及び実質的平等を達成するための立法その他の措置をとる義務については、第2条と第3条に記されている。第4条では、実質的平等を促進するための暫定的特別措置を差別のひとつの形態であるとみなしてはならないことが定められている。女子差別撤廃委員会は、暫定的特別措置に関する一般勧告第25号（2004年）において、締約国は、無差別の義務に基づいて、直接的又は間接的な差別が自国の法律には存在しないようにしなければならず、また、公的領域、私的

³⁴ Convention on the Rights of Persons with Disabilities, arts. 6 and 29.

³⁵ International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, art. 5.

³⁶ Beijing Declaration and Platform for Action, paras. 1, 190 and 192.

³⁷ See https://sdgs.un.org/goals/goal16#targets_and_indicators.

³⁸ E/2021/27, chap. I.A.

³⁹ General Assembly resolution 79/1, para. 27 (b).

⁴⁰ Ibid., para. 40.

領域の両方において女性が差別から保護されるようにしなければならないと明記する。また、女子差別撤廃委員会は、一般勧告第 28 号（2010 年）において、女性が置かれている法律上及び事実上の状況を評価するとともに、憲法及び法律による保障を礎とし、行動計画により補完される、実質的平等のための政策を実施する必要があると明記している。

25. 女子差別撤廃委員会は実質的平等を達成するため、暫定的特別措置に関する一般勧告第 5 号（1988 年）において、締約国に対し、ポジティブ・アクション（積極的参画措置）、優遇措置、クォータ制（割り当て制）などの暫定的特別措置を活用することを求めている。一般勧告第 25 号には、別の暫定的特別措置の例が示されている。暫定的特別措置は、憲法上の平等や能力主義に基づくシステムと相いれないと、誤解されることがあるが、女子差別撤廃委員会は、一般勧告第 25 号（2004 年）において、これまで社会的・文化的に構築されてきた不平等、すなわち真の意味での能力主義システムの妨げとなっている不平等に対処するためには、女性と男性の間の非同一的処遇が必要になる場合もあると明記している。女子差別撤廃委員会は、意思決定システムにおけるパリティを明確な期限内に達成するためには、差別を防止するとともにそれに取り組み、実質的平等を保障する強力な法的枠組み（的を絞った恒久的及び暫定的特別措置を含む）を確立する必要性を強調する。そうした法的枠組みは、現在のところ、不十分であるか、まだ実施されていないか、制度化されていない。

26. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 全ての差別的な法規定の廃止及び憲法を含む法の下での平等の保障、女子差別撤廃条約に対する全ての留保の撤回、あらゆる新興分野・技術を含む全ての分野における実質的平等に関する立法その他の措置の採択、慣習法と女子差別撤廃条約との調和の確保等により、同条約の完全履行を図る。

(b) 憲法及び法律の枠組みを改正し、あらゆる領域の意思決定においてパリティを制度化する。

(c) 地方、国、地域、世界の各レベルでのパリティ戦略とそれに対応する意思決定の全ての領域、全てのレベルでのパリティを目指す、国別行動計画を採択する。また、2030 年までにパリティを達成するという具体的目標を掲げ、分野横断的かつ包括的で、細分化された最新データの分析及び更新に基づいて進捗・後退をモニタリングするとともに、それらのデータを定期的に公表したり、女子差別撤廃委員会への定期報告に含めたりする。

(d) 実質的平等に関する教育的かつ意識啓発的な措置を通じて、パリティのための暫定的及び恒久的措置への支援と、その無差別性に対する理解を促進する。

(e) 地方、国、地域、世界の各レベルでの意思決定に関わる者の指名・選定プロセスにおけるパリティ、透明性、高潔性を確保する。

(f) 監視機関の設置または強化、並びに、違反に対する罰則の規定を通じて、パリティの要件を履行する。

2. 交差性及び女性における多様性

27. 女子差別撤廃条約は、女性は複合的かつ交差的形態の差別を受ける可能性があることを認識しており、貧困女性（前文）、特定の婚姻関係にある女性（第 9 条、第 11 条、第 16 条）、妊娠中の女性（第 11 条、第 12 条）、農村の女性（第 14 条）に言及している。特定の女性集団に言及することにより、締約国は、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために、考える全ての交差的差別の要因にも取り組まなければならないことを明確にしているのである。

女子差別撤廃委員会は、さまざまな一般勧告や結びの記述において、女性に対する差別と、他の形態の差別とが、いかに相互に関係し合っているかを記している。他の形態の差別として、人種、民族、先住民であること、宗教、信念、健康、地位、障害、年齢、階級、カースト、性的指向、性自認、政治的見解、国籍、婚姻歴や妊娠歴、社会経済的地位、難民・亡命者・強制移住者・移民であることに基づく差別などがあげられる。上記以外にも差別の要因はあり、国によって、また時代によっても異なるであろう。気候難民に対する差別など、新たに登場する形態の差別も含まれる。女子差別撤廃委員会は、多様な全ての女性が、あらゆるレベルの意思決定に参加する権利についても、絶えず具体的に強調してきた。

28. 女子差別撤廃委員会は、交差的形態の差別を受けている女性は、意思決定を担う役割へのアクセスを阻む、さらなる障壁に直面することになると指摘する。また、意思決定における女性の参加について、他の差別要因別に細分化された統計データが不足していることも認める。女子差別撤廃委員会は、本一般勧告の全ての側面は、交差性を考慮した枠組みの中で解釈されるべきであると強く主張する。

29. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 交差的形態の差別を防止・撲滅し、実質的平等を確保するため、意識啓発や教育的措置を含む、立法その他の措置を採択する。

(b) 女性の交差性に関するデータの収集・分析に基づいて、意思決定のあらゆる分野、あらゆるレベルで、交差性とジェンダーに関する視点を策定し、取り入れる。

(c) 意思決定のあらゆる分野における、あらゆる多様性を持つ女性の公職への平等なアクセスを保障する、人材採用戦略を策定する。また、その人材採用戦略を民間部門のステークホルダーが等しく採択するよう指導する。その方法としては、法制化のほか、多様性と高潔性は相互に補強し合う関係にあることや多様性の高いチームの重要性と成功に関する意識啓発、金銭的その他のインセンティブ等が考えられる。

(d) 交差性の視点を活用し、女性リーダーのロールモデルを奨励する。

3. ジェンダーに関する固定観念の解体

30. 第 5 条により、締約国は、ジェンダーに関するあらゆる形態の固定観念を、あらゆる領域において無くすことが求められている⁴¹。女子差別撤廃委員会は、ジェンダーに関する固定観念は根強く、社会のあらゆる領域に広く行き渡っていると考えている。メディアの女性描写を通じて固定観念が存続・増幅され、男性の支配的地位を強化していることもその一例である。生成 AI、コンピューター画像認識システム、音声対話型 AI、ロボティクス・制御システム、専門 AI システム、ハイブリッド AI システムなど、急速に台頭する人工知能 (AI) 分野では、ジェンダーバイアスをしばしば含むトレーニングデータを用いて AI の学習を行っているため、ジェンダーに基づく差別がアナログの世界からデジタルの世界にまで持ち込まれており、人権 (女性の権利を含む) という観点から喫緊に対処する必要がある。加えて、宗教・文化に対する誤解の中には、ジェンダーの固定観念を形成しかねないものがある。女子差別撤廃

⁴¹ In its forthcoming general recommendation No. 41, the Committee will specifically address gender stereotypes in various sectors, including in connection with the media, digitalization and artificial intelligence.

委員会は、ジェンダーの固定観念が、女性による意思決定への平等なアクセスを阻む大きな障壁のひとつであることを強く主張する。

31. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 公職者、政党、公的部門、報道機関、教師、地域社会、宗教・信仰指導者、選挙管理機関のメンバー、民間部門の代表者、労働組合、司法・法執行機関など、関連ステークホルダーに向けた意識啓発キャンペーンを実施するとともに、それらのステークホルダーと協力し、パリティに対する肯定的な言説を取り上げ、女性が男性と対等の条件の下であらゆる意思決定分野に十全に参加することが、女性が人権を享受する上で不可欠であり、地域社会全体にも利益をもたらすという理解を高める。

(b) サブパラグラフ(a)に記したのと同様の意識啓発キャンペーンをあらゆる年齢の一般市民に向けて実施し、女性、女兒、男性、男児がジェンダー平等に向けた変革の担い手となるように図る。

(c) 宗教的伝統の解釈と人権との間で葛藤が生じる可能性がある分野については、国連人権高等弁務官事務所の権利に対する信仰 (Faith for Rights) の枠組み等を通じて、それらの分野への対処プロセスに宗教指導者や信仰関係者を関与させる。

(d) パリティと徹底的な包摂を中心に据えた、ジェンダー平等で持続可能なデジタルの未来を構築するため、直ちに立法・規制措置を講じるとともに、そのための国内外の枠組みを採用する。これには、女性の権利を含む人権に関する学際的な専門知識を適用した、バイアスがなくジェンダーに配慮したアクセスしやすい人工知能の開発及びバイアスのある人工知能の是正におけるパリティ、並びに、バイアス（トレーニングデータのバイアス、アルゴリズムのバイアス、認知バイアスを含む）の防止を目的とした、開発・配布の開始時から各段階を通しての継続的な影響評価も含まれる。また、女性の権利を含む人権に基づく独立した規制メカニズムを確立し、バイアスの除去が実施されているかを監査するべきである。

(e) 公の場での議論であるか、大手メディアやソーシャルメディアにおいてであるかを問わず、性差別や女性蔑視を非難、監視し、それに対する説明責任を確保するため、法制度を導入するとともに、メディア機関と協力する。それにより、編集委員会や報道規制機関におけるパリティを達成することで報道関係者とデジタル媒体の能力向上を図り、意思決定における女性に関する固定観念の存続を防止する。その結果、女性が男性と平等に表舞台に立ち、その価値が評価されるようにするとともに、女性に対して客観的描写が行われるようにする。

(f) スポーツ及び芸術表現における固定観念を取り除き、意思決定・資金提供・報酬に関するパリティを確立するとともに、安全で活動しやすい環境で女性が力を発揮できるようにする。

(g) 意思決定に関わる地位に就くことを望んでいる、又は、既に就いているあらゆる多様性を持つ女性・女兒向けに、政治運動、リーダーシップ、交渉に関する助言・育成プログラム（世代間メンタリング制度を含む）を設置、増強する。

4. 男性と対等の条件によるあらゆる多様性を持つ女性の代表性

32. 自国の政治、社会、経済、文化活動に、男性と対等の条件で参加する女性の権利については、女子差別撤廃条約の前文、第7条、第8条で認められている。女子差別撤廃委員会は、一般勧告第23号（1997年）において、意思決

定力を男女で平等に分かち合うにあたって、形だけの平等主義、すなわち女性が含まれているが、より影響力の少ない役割に限定されているか、男性の親族との関係性によって地位を得るといったやり方は避けなければならないと明記している。同一般勧告は、意思決定に関わる上位の役割に女性を指名する締約国の責任を定めている。女子差別撤廃委員会は、指導的地位に占める女性の割合はあらゆるレベルで不釣り合いに低いままで、女性が含まれていても、より影響力の少ない役割、もしくは、典型的に女性性と関連付けられている分野やそれほど重要でない典型的に考えられている分野での指導的地位に限定されていると考えている。

33. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 指名、昇進、キャリア管理のシステムを構造的に見直し、指導的地位に関して、パリティ要件やジェンダーによる輪番制を取り入れる。

(b) 意思決定のあらゆる分野の上位の役割に女性を指名するとともに、形だけの平等主義を阻止し、女性はその地位において完全かつ平等な力をもつことができるようにする。また、若者が平等な機会を得られるようにする。

(c) 例えばジェンダー平等を促進する部会・部署・委員会を認定し、十分な資金・後方支援を提供するなど、全ての意思決定機関において女性がその影響力を集団として発揮できる道筋を確立する。

(d) 意思決定に関わる役割を女性や男性に割り当てる際に、ジェンダーの固定観念の影響を回避する対策を講じる。

(e) 法改正、民間部門に対する金銭的その他のインセンティブなど、女性を指導的地位、特に典型的な女性性と結びつけられていない役割に指名するための多面的な措置を採用する。

5. エンパワーメント及びリーダーシップに向けた教育

34. あらゆるレベル、あらゆる側面の教育への平等なアクセスについては、第 10 条に記されているほか、女兒と女性の教育を受ける権利に関する一般勧告第 36 号（2017 年）に詳述されている。教育は、男性・男児と対等の条件で意思決定システムにアクセスするための重要な前提条件である。しかし、女子差別撤廃委員会は、多くの女性・女兒が依然として、教育への平等なアクセス・参加による恩恵を法律的にも実際面でも受けていないと考えている。教育へのアクセスの権利の侵害は、例えば、障害のある女性・女兒に対する差別に見られるように、交差的な差別によって、さらに深刻なものとなっている。たとえ平等なアクセスが認められたとしても、教育制度には、ジェンダーの固定観念が広く見られる。指導・学習教材、クラス運営の方法、教師の研修、学校環境内外における女兒・女性に対する先入観を持った態度なども含まれ、そうした固定観念が、女兒・女性を従来女性的と考えられてきた学問分野や行動へと向かわせている。その結果、人工知能をはじめとする新技術など、未来を形作る上で重要な領域に女性を踏み込ませず、女性は、意思決定に関わる役割を担う自分自身を思い描くことができないでいる。「エンパワーメントの教育」を取り入れて、女兒、男児、女性、男性が、パリティを達成し、平等かつ責任をもって倫理的にリーダーシップを発揮できるよう、必要なツールを身に付けさせることは、教育制度が果たすべき重要な任務である。

35. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 教育制度に関する意思決定、すなわち部門別方針、計画、予算、監視プロセスに関する意思決定においてパリティを保障し、学問領域内外の性別による分離という思考パターンを克服する。

(b) あらゆるレベルの教員研修に、女性の権利、女性のリーダーシップ、ジェンダー平等、ジェンダー・トランスフォーマティブな教育方法の理解とそれに対する取り組みを取り入れる。これには、教材及び教室からジェンダーの固定観念を排除することなどが含まれる。

(c) 幼児教育に特に焦点を当てて、指導・学習教材からジェンダーの固定観念を排除するとともに、学習教材に「アンステレオタイプ（有害な固定観念の撤廃）」を取り入れる。

(d) あらゆる教育レベル、あらゆる科目・分野でジェンダー平等を積極的に促進するとともに、全レベルの学校カリキュラムに、ジェンダー平等及びジェンダーの固定観念の防止・排除に関する必修コースを設ける。

(e) 女性の権利、倫理にかなったリーダーシップ、高潔性、市民としてのスキルに関する教科を、全レベルの学校カリキュラムに取り入れ、全ての生徒のエンパワーメントを下支えする。

(f) 意識啓発や研修を通じて、意思決定における女性・女児の完全な自立を実現する。

(g) 意思決定における女性のロールモデルに対する意識を啓蒙する。

(h) ジェンダー・トランスフォーマティブで安全かつ包摂的な学習環境を促進する。例えば、強力なジェンダーの視点を備え、倫理的で安全かつ責任あるデジタル技術の利用に関する教育コンテンツや、オンライン暴力の防止・防御に関するコンテンツを、全レベルのカリキュラムに取り入れるなどの方法が考えられる。

(i) 大学教授職のパリティを達成するとともに、学術領域として「女性・法・リーダーシップ」を導入する。

(j) 全ての教育分野におけるジェンダー及び交差的な格差に取り組む（暫定的特別措置も含む）。そのために、あらゆる多様性を持つ女児と女性が、全ての教育レベルにおいて、とりわけ高等教育や意思決定に携わる地位へのキャリアパスとして機能する領域において、男児・男性と等しく質の高い教育にアクセスし、そこから恩恵を受ける機会をもてるようにする。

(k) 貧困、学費、児童労働、児童婚、若年妊娠など、中途退学の根本原因に対処することにより、女児による学校の中途退学を無くするとともに、安全な学校環境及び十分な衛生施設を確保する。

(l) あらゆる教育レベル、あらゆる部門において、障害を持つ女性・女児に包摂的な教育を提供するとともに、教育制度に存在する他のあらゆる形態の差別と戦う。

(m) ジェンダーに起因するデジタル・ディバイド（情報格差）を克服する。これには、無料又は低価格のインターネットアクセス、あらゆるレベルの教育へのデジタル読解力の組み入れ、女性によるインターネット及びモバイル機器へのアクセスを妨げるような考え方を取り除く意識啓発措置の策定、女性・女児によるモバイル機器及びデータプランへのアクセスを促進する助成金の提供、デジタル読解力に関する生涯学習へのアクセスの提供などが含まれる。

(n) 従来男性・男児と関連付けられ、男性が支配的な分野、とりわけSTEM 分野においてパリティを達成するため、女児の徹底的な包摂を確保するとともに、当該分野におけるジェンダーバイアス、性別に基づく職務分離やハラスメントの事例を無くす。その方法として、当該分野は女性・女児に

も等しく関連があるということを社会に理解してもらうための意識啓発イニシアティブや進路指導に重点的に投資する；年齢に応じたアクセスしやすい形で STEM 分野の基礎や専門知識を学べる選択肢を、幼児教育を含む全レベルの学校カリキュラムに取り入れる；STEM 教育における領域間の壁を取り除く；STEM 教育の追加コストを補填するための財政補助金など、STEM 関連の学習・キャリアでパリティを達成するための暫定的特別措置を採用する；これらの分野における民間部門との協力、技術・職業教育研修、起業などを通して移動障壁を撤去したり、若年女性の雇用や流動的な雇用パイプラインを支援したりするなどが考えられる。

6. ジェンダーに基づく女性への暴力及びハラスメントの撲滅

36. ジェンダーに基づく女性への暴力は、女性であることを理由として女性に対して向けられる差別の一形態、あるいは、女性に過度の影響を及ぼす差別の一形態である⁴²。ジェンダーに基づく暴力は、男性と同等に権利及び自由を享受する女性の能力を著しく阻害する。女子差別撤廃委員会は、一般勧告第 35 号（2017 年）において、ジェンダーに基づく女性への暴力はさまざまな形をとり、死亡又は女性に対する身体的、性的、心理的若しくは経済的危害又は苦痛を引き起こすか、もたらすことが意図されるか、その可能性のある行為又は不作為、このような行為の脅し、嫌がらせ、抑圧、恣意的自由剥奪などがあると定義した。そうした暴力は、家庭、地域社会、公共空間、職場、レジャー、政治、スポーツ、医療、教育の場など、公私を問わず、人間関係のあらゆる側面において起こりうる。オンライン上その他のデジタル環境においても起こる可能性があり、構造的、心理的、経済的暴力の形もとる。女性の人権活動家、政治家、活動家、ジャーナリストがターゲットとなることも多い。ジェンダーに基づく女性への暴力の禁止は、一般勧告第 35 号（2017 年）に示した通り、国際慣習法の原則へとさらに進化している。

37. 女子差別撤廃委員会は、ジェンダーに基づく女性への暴力に対処する法制度は、全体的にも部分的にも不十分なことが多く、法制化されていても、十分に施行されていないことが多いと考えている。ジェンダーに基づく女性への暴力は、公私を問わず、女性が意思決定における代表性の実現に向けた第一歩を踏み出す上で、妨げとなる。暴力が意思決定に関わる役割を果たしている女性に振るわれると、それらの女性が結局排除されたり、そうした地位を目指している他の女性を萎縮させたりする可能性がある。例えば、女性の人権活動家、政治家、活動家、ジャーナリスト、投票者に対する暴力など、政治的・公的活動におけるジェンダーに基づく女性への暴力に具体的に対処する法制度がないことも少なくない。女子差別撤廃委員会は、報道機関及びソーシャルメディア・プラットフォームがジェンダーに基づく女性への暴力の実行、存続、常態化において果たしている役割、並びに、政党がセクシュアル・ハラスメントその他の女性蔑視行動など女性への暴力を政党内部で矮小化しているその役割を重く見ている。また、意思決定におけるケースを含め、ジェンダーに基づく女性への暴力は、交差的な差別を受けている女性に対しては一層増幅されることが多いと認識している。

38. 女子差別撤廃委員会は、ジェンダーに基づく女性への暴力は、それ自体が差別であると同時に、構造的な女性への支配・排除に基づく、不平等かつ差別的なシステムの結果であると強く主張する。ジェンダーに基づく女性への暴力に対処する強固な法制度の採択・実施の重要性を強調するとともに、本委員会は、ジェンダーに基づく女性への暴力に対する主要防止策として、パリティ

⁴² General recommendation No. 19 (1992) on violence against women.

の制度化をはじめとする包括的な方法の採択、並びに、女子差別撤廃条約に規定する全ての権利の履行を、締約国に要請する。

39. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) あらゆる形態のジェンダーに基づく女性・女兒への暴力を防止・撲滅し、被害者に必要な支援や司法アクセスを全て提供するため、刑法も含めた包括的な法制度を採択・実施するとともに、意識啓発や教育措置を講じる。

(b) ジェンダーに基づく女性への暴力、意思決定における、女性候補者や公職者に対する脅迫及びヘイトスピーチは、その形態を問わず、防止、捜査、訴追、処罰し、沈黙と不処罰の文化と戦う。

(c) あらゆる形態のジェンダーに基づく女性への暴力・ヘイトスピーチを無くすため、国会、政府、地方議会、政党、公共企業、民間企業に、交差性の観点を取り入れた行動規範を導入する。また、独立した苦情申立制度や秘密が守られる相談体制を設けるとともに、それに関連する研修を全ての公務員や職員を対象に実施する。

(d) 意思決定におけるジェンダーに基づく暴力の被害者女性に対して、効果的な救済・支援サービスを提供する。

(e) 職場における権力の不均衡に起因するジェンダーに基づく女性への暴力に直面する若年女性のためのピアサポートグループを含む、意思決定に関わる役割に就いている女性に対し、安全、セキュリティ、サイバーセキュリティ、デジタル防御に関する研修を提供する。

(f) 投票所や選挙中の安全を保障するとともに、選挙に関係する暴力を防止・処罰する。

(g) ソーシャルメディア企業が、ユーザー及び人工知能によって生成された、ジェンダーに基づく女性へのオンライン上の暴力及びハラスメントに該当するコンテンツに対して、即座に効果的かつ効率的に対応できるよう、利用されている地域・国の状況に適したシステムを整備するようにする。また、人権、特に女性の権利に基づく方法を取り入れた法律や国際規則の採択・実施を通じて、説明責任を問えるようにする。

(h) 意思決定におけるジェンダーに基づく女性への暴力の範囲、原因、影響、並びに、防止・対応措置の有効性に関する系統的で細分化されたデータを収集・公表するとともに、それに応じてシステムや措置の調整・改善を図る。

(i) 交差性の観点を実施する全ての措置に適用する。

7. 意思決定における女性権利団体の代表性

40. 女子差別撤廃委員会は、一般勧告第 23 号（1997 年）、紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性に関する一般勧告第 30 号（2013 年）、一般勧告第 34 号（2016 年）、一般勧告第 37 号（2018 年）、一般勧告第 39 号（2022 年）を通じ、あらゆる分野、あらゆるレベルにおいて、市民社会の代表者と協議を行い、そうした代表者が政策の立案、実行、監視に積極的に携われるようにすることを締約国に要請する。現在、女性と女兒の権利を擁護する市民社会団体と協議する場合は限られており、制度化されていないことが多い。また、こうした団体との協議は、各地方、国、地域、世界の政策問題全般に関するものではなく「女性問題」と狭義に認識されている問題に限定されていることも少なくない。

41. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 女性・女児権利団体（若者が主導する又は若者中心の団体を含む）や女性人権活動家が、各地方、国、地域、世界の諸問題に関係する政策立案に直接かつ有意義に貢献できるよう、安全で独立した場を確保する。

(b) 女性・女児関連の市民社会団体や女性人権活動家と安全かつ独立の定期的協議を制度化する。協議で扱う課題には、政治、安全保障、経済、技術、保健、環境に関連する新たな課題又は高まりつつある課題、またはその両方を含む。

(c) 女性・女児権利団体及び女性人権活動家が、狭義に「女性問題」と認識されていない問題も含め、あらゆる意思決定分野に参加するための専門知識を広げられるよう、また、他の全ての市民社会団体が、女性の権利に関する専門知識を広げられるよう、独立した能力開発へのアクセスを提供する。

(d) 交差的な差別を受けている女性・女児を代表する女性の市民社会団体及び女性人権活動家が、そうした場に平等に参加でき、彼らの視点が平等に考慮されるようにすることを積極的に保証する。

B. 意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性を達成するための個別の義務

1. 政治的・公的な意思決定におけるパリティ

(a) 選挙権

42. 第 7 条(a)のもと、女性には、あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利が保障されている。しかし、法改正にもかかわらず、この権利の完全な行使を阻む障壁に直面している。女子差別撤廃委員会は、婚姻及び家族関係における平等に関する一般勧告第 21 号（1994 年）において、国籍に関する法律が家族又は婚姻の状況に基づいて女性から投票権を奪う可能性がある」と指摘した。また、一般勧告第 23 号（1997 年）では、投票への障壁を取り上げ、女性に対する候補者情報へのアクセス制限、家事や介護関連の責任に伴う有権者登録上の困難、女性が選挙運動に関心を持ったり投票に出向いたりする時間を制限する経済的制約のほか、固定観念のせいで女性が投票を躊躇したり、男性による女性の投票行動に対し影響力や支配力の行使の試みを招いたりする例を指摘した。さらに女性は、必要な身分証明書を所持又は管理していないせいで、投票を阻むさらなる障壁に直面する可能性もある。

43. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 差別的な投票法や国籍法を廃止するとともに、女性が男性と対等の条件で投票権を行使できるようにする。

(b) 有権者登録、選挙に関する知識、選挙での投票を促進するために、市民教育キャンペーン（若者を対象としたものを含む）を実施するとともに、公的活動における女性の役割に関する固定観念と戦う。

(c) 女性の関与を高める効果的な措置を策定するため、社会から疎外された状況に置かれている女性の選挙参加に関する細分化されたデータを収集・公表する。

(d) 身分証明書の取得支援によって女性の有権者登録及び投票を促進するとともに、女児の体系的な出生登録を保障する。

(e) 投票時間の延長、期日前投票、女性の住居付近での投票所開設、無料や手頃な価格の公共交通機関、郵送・遠隔投票技術等を、状況に応じて導

入することにより、女性による有権者登録及び選挙参加を阻むその他の障壁を特定・除去する。

(f) 読み書きのできない女性が登録・投票できるようにするための戦略を考案する。

(g) 投票に対する女性障害者の行為能力を認識するとともに、アクセスしやすい投票所や、点字・手話などの支援ツールを用いた投票方法を提供する。

(h) 女性の投票者を増やすため、女性選挙職員を雇用して投票所に配置したり、状況に応じて、女性職員のみの投票所を設けたりする。

(i) 投票プロセスの高潔性及び透明性を確保するとともに、選挙プロセスにおける腐敗を防止する。

(j) 家族投票を禁じ、投票のプライバシーや秘密に関わる女性の権利を保障することによって女性投票者に対する強制の可能性を無くす。これには、書面・デジタル両方の身分証明書を女性が自ら管理できるようにするなどの方法が含まれる。

(k) 女性の参政権及び選挙に立候補する権利が獲得された歴史を、学校カリキュラム、並びに、一般市民や公職者を対象とした意識啓発キャンペーンに含める。

(b) 選挙に立候補する権利

44. 全ての公選による機関に立候補する女性の権利は、第 7 条(a)に規定されている。しかし、女性候補者の数は構造的に、依然として少ないままであり、この分野において女性候補者はいまだ深刻な差別を受けていると、女子差別撤廃委員会は考えている。

45. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) パリティ関連法を採択又は強化する。例えば、選挙名簿で両性の候補者数を同数とし、男女の候補者名を交互に記すこと（垂直水平パリティ）を義務付け、これを遵守していない名簿を拒否するなどの方法が考えられる。

(b) 候補者として立候補できる、又は、立候補する資格を有する女性の数が足りないという言い訳を否定するよう意識啓発を行う。

(c) 選挙の高潔性を確保するとともに、あらゆる形態の腐敗や職権乱用と戦う。

(d) 政治運動に際し、同じ競争条件で勝負できるよう、支出上限や手頃な価格の広告などを含め、女性候補者に対して経済的その他の支援を公平に提供する。

(e) より多くの女性、若い女性の参加を促すため、選挙権年齢と被選挙権年齢を合わせる。

(f) 選挙への立候補に関する女性障害者の行為能力を認識するとともに、適正な便宜を提供する。

(c) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利

46. 政府の政策の策定及び実施に参加する女性の権利は、第 7 条(b)で保障されている。これには、国会、地方議会その他地域社会の意思決定機関における職務が含まれる。第 11 条では、職業と家庭生活の両立を可能にすることを締

約国に義務付けているが、女子差別撤廃委員会は、一般勧告第 25 号（2004 年）において、法律、政策、計画では、男性のものとは異なることがある、女性の生活の側面を考慮するよう勧告した。進捗はしているものの、今なお、国会に占める女性議員の割合は 27 パーセント⁴³、地方自治体の議員として選出される女性の割合は 35.5 パーセント⁴⁴にしか達していない。また、国会議長では 24.1 パーセント⁴⁵、国防、財政、外交、人権に関する議会委員会の委員長では 18.9 パーセント⁴⁶を占めているにすぎない。地方・州レベルの首長や知事でみても、女性の割合は、15 パーセント未満であることが多い。女性の大統領や首相はごく一握りであり、女性閣僚の割合も全世界で 23.3 パーセント⁴⁷にすぎない。

47. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 全ての選挙・任命に関してパリティ関連法を採択する。
- (b) 国会、地方議会その他地域社会の意思決定機関における指導的地位において、パリティを確保する規則を採択する。
- (c) 育児・介護がしやすい勤務時間、職場近くでの育児、代理投票や遠隔投票の可能性など、国会議員、公務員、地方議員、これら公職者のスタッフの家庭での責任に配慮する。
- (d) 国会、官庁、地方議会に対するジェンダー監査の実施を依頼し、責務分担のジェンダーへの配慮やパリティの状況を評価するとともに、それに基づいて、意思決定のあらゆる分野・レベルにおいてパリティを達成するための改革を義務付けたり、調整したりする。
- (e) 国会議員、国家公務員、地方議員、これら公職者のスタッフのための有給育児休暇に関する法制度を採択する。
- (f) 暗黙のバイアスや固定観念の防止・対処に関する研修を、国会議員、国家公務員、地方議員、これら公職者のスタッフを対象に実施する。
- (g) 意思決定機関内でジェンダー平等のメカニズムを確立するとともに、立法者及びスタッフを対象にジェンダー分析・差別撤廃に関する研修を実施し、ジェンダーに配慮した法制度、公共政策、予算の立案・編成を実現する。

(d) 公職に就き、全ての公務を遂行する権利

48. 第 7 条(b)では、公職に就き、政府の全ての職務を遂行する女性の権利が定められている。この分野もまた、指導的地位における女性の代表性が依然として低い。

49. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

- (a) 行政及び司法（地方、慣習的、非公式の司法制度を含む）のあらゆるレベルの意思決定に関わる地位においてパリティを実現するため、法律その他の措置を採択する。また、そうした地位への任命に当たっては、そのため

⁴³ Inter-Parliamentary Union, “Global and regional averages of women in national parliaments”, Parline database, available at <https://data.ipu.org/women-averages> (accessed on 25 October 2024).

⁴⁴ UN-Women, “Facts and figures: women’s leadership and political participation”, 2 October 2024, available at www.unwomen.org/en/what-we-do/leadership-and-political-participation/facts-and-figures.

⁴⁵ Inter-Parliamentary Union, “Women speakers of national parliaments”, Parline database, available at <https://data.ipu.org/women-speakers> (accessed on 25 October 2024).

⁴⁶ Inter-Parliamentary Union, “Women in parliament in 2023”, available at www.ipu.org/resources/publications/reports/2024-03/women-in-parliament-2023.

⁴⁷ UN-Women, “Facts and figures: women’s leadership and political participation”.

の研修・試験に、ジェンダーの固定観念を排除したり、ジェンダー分析・差別撤廃を行ったりできる能力を含める。

(b) 行政及び司法のあらゆるレベルにおいて、ジェンダー監査の実施を依頼し、ジェンダーへの配慮状況を評価するとともに、育児・介護がしやすい勤務時間や柔軟な勤務形態など、ジェンダー平等に向けた改革を義務付ける。

(c) ジェンダーバイアスや固定観念に対処するとともに、司法及び行政の意思決定においてジェンダーへの配慮を確実にするため、裁判官、検察官、法学の教授及び学生、警察その他の法執行機関、公務員向けの初期研修及びリカレント能力開発に、女性の人権、ジェンダー平等、ジェンダーの観点から法律を解釈する能力を体系的に組み込む。

(e) 公的・政治活動関係の非政府機関に参加する権利

50. 第 7 条(c)のもと、女性は、公的・政治活動に関係する非政府機関・団体に参加する権利を有している。本件については、さらなる指針が一般勧告第 23 号 (1997 年)、第 33 号 (2015 年)、一般勧告第 39 号 (2022 年) に示されている。現在のところ、政党、労働組合、職能団体の意思決定機関におけるパリティを、これら組織に義務付ける条項は非常に少なく、その実施も限定的である。市民社会団体の代表者や女性人権活動家も、頻繁に、法的制約を受けたり、脅威や攻撃、報復の対象になったりしている。

51. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 自由で独立した市民社会団体（女性権利団体を含む）の設立・運営を可能にする制度化された環境及び規制の枠組みを作り出す。

(b) 市民社会団体の女性の代表者及び女性人権活動家の個人の安全を確保するとともに、ジェンダーに基づく女性への暴力、脅迫、報復を受けることなく活動できるよう、保障及び法的保護を提供する。また、司法へのアクセスを保障する。

(c) 公的・政治活動関係の非政府機関（ロビー組織やシンクタンクを含む）に対して、パリティ関連の規則の採択を奨励する。

(d) 遵守しない場合の罰則や遵守を促すインセンティブにより、政党及び労働組合の意思決定機関におけるパリティを義務化し、実施する。

(e) 充当金等の方法で、政党や労働組合での女性部会の創設・強化を支援する。

(f) 若年女性、特に社会から疎外された状況にある集団が参加し、意見を聞いてもらう場を創出する。

2. 国際的な意思決定におけるパリティ

52. 重要な意思決定はグローバル・レベルで行われることがますます増えていることから、国際的な意思決定は他に先駆けてパリティを確立する必要がある分野だと、女子差別撤廃委員会は強調する。

(a) 国際的に政府を代表する権利

53. 第 8 条は、女性が国際的に自国政府を代表する平等な機会を確保できるようにすることを締約国に求める。2023 年現在、女性大使の割合は 20.54 パー

セントであった⁴⁸。国連においては、2023年に派遣団の団長及び副団長の39パーセントが女性であった⁴⁹。締約国の大半では、外交官及び外務職員、特にその最高位における女性の割合は不釣り合いに低いままである。また、女性が大使に任命されても、自国の外交関係において、あまり重要と考えられていない大使館であることが多い。

54. 女子差別撤廃委員会は、締約国の中には、男女同権主義的な外交政策を採択し、外交政策や多国間の取り組みを通じてジェンダー平等や女性の権利を推進しようとしている国があることを、感謝を持って指摘する。

55. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 外交官及び大使・領事の任命、並びに、全ての国際代表団の構成において、パリティを達成・維持する。

(b) 外交官及び大使の任命のための研修・試験に、ジェンダーのバイアスや固定観念を排除したり、ジェンダー分析や差別撤廃を行ったりできる能力を含める。

(c) 育児休暇を含む家族・配偶者手当を、女性・男性の外務職員に対して平等に提供する。

(d) ジェンダー平等や女性・女児のエンパワーメントを政府の海外政策の中心に据えて、男女同権主義的な外交政策を実施する。これには、紛争及び暴力的過激主義の防止におけるパリティの推進、女性の平等な経済的権利及びエンパワーメントの保障、性と生殖に関する健康と権利に関するサービスの保護、開発政策、債務、経済制裁に関するものなど、国内外の新たなパリティ関連パートナーシップの確立などが含まれる。

(b) 国際機関の活動及び交渉におけるパリティ

56. 第8条は、女性が国際機関（世界的な機関、地域機関も含む）の活動に参加する平等な機会を定めている。女子差別撤廃委員会は、一般勧告第23号（1997年）において、女性の代表性の低さは、関連する地位への任命や昇進のための客観的な判断基準やプロセスが欠如しているためだと指摘している。現在のところ、国際活動の場においてパリティを達成するための具体的なメカニズムは存在していない。

57. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 国連システム内外における国際機関の職務に就く者の指名・選定に関し、欠員情報の適時伝達、包括的な職務記述書、基準へのパリティの組み込み、能力主義に基づく選定手続きなど、パリティ関連の法律及び透明な手続きを、国レベルで制度化する。国際機関には、地域機関、気候変動枠組条約締約国会議、国際・地域機構、国際仲裁機関、国際金融機関（多国間開発銀行を含む）、裁判所、準司法機関、多国間会合に出席する全ての代表団などが含まれる。

(b) 国際機関における女性の代表性及び年功レベルに関する細分化されたデータを収集、モニタリング、公表する。

3. 平和・安全保障に関する意思決定におけるパリティ

⁴⁸ Anwar Gargash Diplomatic Academy, Women in Diplomacy Dashboard, available at <https://womenindiplomacy.ae>.

⁴⁹ UN-Women, “Facts and figures: women, peace, and security”.

58. 前文では、理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることが確認されている。女子差別撤廃条約、その一般勧告第 30 号（2013 年）、国連安全保障理事会決議第 1325 号（2000 年）及びその後の決議に基づき、女子差別撤廃委員会は、平和・安全保障の必須条件としての、あらゆる部門におけるパリティの本質的特性を強調する。しかし、平和・安全保障に関係する全ての意思決定システムにおいて、女性の代表性は著しく低いままである。

59. 女子差別撤廃委員会は、ますます複雑化し、変化し続ける紛争、新技術がもたらす安全保障上の新たな脅威（サイバー攻撃、人工知能を搭載した自律型兵器システムなど）、また、それらによって既存の力の不均衡やバイアスが悪化する可能性、気候非常事態、パンデミック、ますます盛んになる宇宙探査、さまざまな地政学的変化といった要因のために、女性・平和・安全保障（WPS）のアジェンダを拡大し、武力紛争の予防にとどまらない新たな脅威に対処していくことが急務になっていると考える。武力紛争の予防と、迫りくる全ての予期せぬ危機的状況に対するレジリエンス構築の両方に、女性・平和・安全保障のアジェンダを国内外で適用していかなければならない。

60. 女子差別撤廃委員会は、平時に女性の権利がどの程度重視・実施されているかが、紛争時の女性の扱いと複雑に結び付いていることを強調する。国内政策や外交政策、国際政策も強く相互に結び付いており、女性の活動に国境を越えてグローバルな影響を及ぼす。したがって、そうした力学の相互関連性についての新たな学際的理解をもって女性・平和・安全保障のアジェンダを適用し、それをツールとして利用しながら国際開発・国内政策の両方を通じ、あらゆる文脈において女性の権利とジェンダーに配慮した平和を確保していくことが不可欠である。

61. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 女性・平和・安全保障のアジェンダを、変化を続ける紛争や平和・安全保障に対する新たな脅威に合わせて拡大し、適応させる。また、同アジェンダを、あらゆる意思決定や政策立案の場面において、総合的に、女性の人権に対する取り組みとして行う。

(b) 紛争の予防・管理・解決に当り、持続可能な平和の推進力として不可欠な女性の役割を認識する。また、秘密会議（いわゆる「裏外交」）を含む、平和・安全保障に関する意思決定のあらゆる側面、あらゆる段階・レベルで、パリティを確保することによって、貧困女性、女性の難民・亡命者・強制移住者・移民、女性障害者など、社会から疎外された状況にある女性を常に完全に包摂する。さらに、正式な和平プロセスのトラックツー・プロセスに関与する女性の代表性を保障する。

(c) 危機及び紛争の根本的原因（予期できる脅威、予期せぬ脅威を含む）の克服、予防外交、安全保障・国防、紛争予防のための戦略部門に関する政策・計画の統率、立案、実施、評価においてパリティを確保する。

(d) 武器の不拡散及び軍縮（全ての核兵器の緊急軍縮を含む）などの兵器管理の規制・実施において、パリティを確保するとともに、女性・平和・安全保障の手法を厳格に適用する。⁵⁰また、自律型兵器システム（人間による管理・監視がなくても機能し、国際人道法に基づき使用不可能な兵器システムの禁止、及び、その他全ての種類の自律型兵器システムの規制のための

⁵⁰ In the progress towards full equality, the Committee envisions the “general and complete disarmament, in particular nuclear disarmament under strict and effective international control” as enshrined in the preamble to the Convention and paragraph 28 of the Beijing Declaration.

法的拘束力のある文書の緊急締結において、パリティを確保するとともに、女性・平和・安全保障の手法を厳格に適用する。

(e) 保健、環境、経済、宇宙、サイバーセキュリティ、金融、技術（技術の全ての新領域を含む）に関わる危機回避の全領域の指導層においてパリティを確保する。

(f) 平和保全、平和構築、平和維持活動におけるパリティを確保する。これには、公式・非公式の平和交渉、調停、移行期正義・復興、コミュニティ間対話、暫定意思決定機関（真実和解プロセス、国内・国際・地域・ハイブリッドの委員会、評議会、監視機関、検証メカニズム、監視グループを含む）、選挙準備・政治プロセス、動員解除・社会復帰計画、安全保障部門・司法の改革、より広範な紛争後の再建プロセスなどが含まれる。

(g) 育児、安全、場所の柔軟性等を保障することにより、パリティを阻む全ての障壁を除去するとともに、女性の権利を擁護する市民社会団体の代表性を確保するための資金供与など、積極的な支援を提供する。

(h) 危機・紛争に関する早期警戒メカニズムを、指導層における女性の減少、公共空間における女性の減少、ヘイトスピーチ及び性的暴力の急増といった兆候など、ジェンダーの観点から拡充する。

(i) 女性の権利の履行やパリティの確保について、いかなる場合も、他の優先事項より下位にあるものとして扱われないようにする。

(j) 軍縮・動員解除・社会復帰のプロセスに変革的影響をもたらす、女性の権利及びパリティに基づく賠償計画の立案・実施を優先する。

(k) パリティを基本原則に据えて自国の女性・平和・安全保障に関する行動計画を見直し、安全保障、紛争予防、平和に対する男女同権主義的手法など、男女同権主義的な国内・外交政策が取り入れられるようにするとともに、狭義の武力紛争予防や平和構築だけでなく、それ以外の新たな脅威に適合したものとする。また、自国の行動計画は、拡大された女性・平和・安全保障のアジェンダの柱を中心とする指標、並びに、国及び地方の政府・議会、安全保障・国防システム、革新的な部門、ライフサイエンスのあらゆるレベルにおけるパリティに基づかせる。自国の行動計画の策定時には女性の権利を擁護する市民社会団体と協議するとともに、自国の行動計画のために十分な資金を用意し、自国・国際レベルでの十分な有効性を持たせる。さらに、行動計画やその実施状況を女子差別撤廃委員会への定期報告時に報告する。

(l) 女性・平和・安全保障に関する政策の立案に当たっては、青年・平和・安全保障に関する国連安全保障理事会決議第 2250 号（2015 年）に示されている若年女性が紛争予防・平和構築に果たす重要な役割や若年女性特有のニーズを考慮に入れるため、年齢に配慮した方法を適用する。

4. 経済に関する意思決定におけるパリティ

62. 経済に関する意思決定におけるパリティは、第 1 条から第 3 条に定められた差別の撤廃及び実質的平等の実現の義務、第 7 条及び第 8 条に明記された意思決定における女性の平等な権利に加えて、第 10 条、第 11 条、第 13 条に基づく教育・雇用、経済的エンパワーメントに関する女性の具体的権利において合わせて規定される。この点については、同一価値労働に対する同一報酬に関する一般勧告第 13 号（1989 年）、農村及び都市の家族会社における無償女性労働者に関する一般勧告第 16 号（1991 年）、女性の家庭内の無償活動の測定と数量化及び国民総生産におけるその承認に関する一般勧告第 17 号（1991 年）、一

般勧告第 36 号（2017 年）、一般勧告第 39 号（2022 年）において、さらに強調・説明される。

63. 女子差別撤廃委員会は、民間部門及び主要経済関連機関がビジネスと人権に関する枠組みの実施に向け前向きな措置を講じていることを認識している。同時に、民間部門はあらゆるレベルにおいてパリティを実現する具体的責任を負っていると考え。女性の自立とパリティは、女性が自らの生産の成果、職業的キャリア、そして出産等に関する個人的な選択を前向きに組み合わせて実現できるようにするための前提条件である。経営陣におけるジェンダー・バランスの向上は、腐敗防止措置の強化や透明性の向上と相関性があり、民間部門の組織にも明確な利益がある⁵¹。

64. グローバル及び各国の経済枠組みとガバナンス・システムにおける法律上及び事実上の差別と著しいジェンダーギャップは、女性が平等に経済市場にアクセスしないしその形成に参加する妨げや、経済市場の中で意思決定に関わる役割を果たす妨げとなっている。また、その結果、女性の経済的権利を実施することも、女性による生産の成果や貢献の恩恵を受けることもできずにいる。さらに、女性が不釣り合いに引き受けている無償の育児・介護などのケア労働は、女性による男性と平等な経済的機会へのアクセスを妨げる主要な要因となっており、再評価して、平等に分担する必要がある。

65. 女子差別撤廃委員会はまた、デジタル経済は、技術の移行・発展や人工知能の利用を含め、女性の平等かつ包摂的な代表性が求められる主要分野であると特定している。これは、ジェンダーに対する固定観念の存続や新たな形態の差別を防止する上で極めて重要である。

66. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 地方、国、地域、世界の各レベルで、パリティに根ざした、持続可能で包摂的で人権に基づく経済を基盤とする革新的な枠組みを構築する。

(b) 平等な権利を保障するとともに、経済の担い手として女性を下位に見る報酬、課税、経済・社会モデル、規制、慣行など、あらゆる形態の法律上及び事実上の経済的差別を撤廃することによって、経済に関する意思決定において女性が完全に自立できるようにする。

(c) 腐敗や違法な資金の流れと戦う取り組みに女性を全面的に参加させる。

(d) 男性と平等な条件での、経済活動への参加、生産資源へのアクセス、経済モデルの形成、リーダーシップの発揮が実現できるよう、金融資産のみならず、情報及び技術・エネルギー資源（信頼性の高い電力、インターネットアクセス等）などの非金融資産も含む、全ての資源に女性が平等にアクセスできるようにする。

(e) 恒久的及び暫定的特別措置、規制改革、インセンティブ等により、女性が経営する企業が民間部門及び公共部門の調達機会に平等にアクセスできるようにする。

⁵¹ Scott Berinato, “Banks with more women on their boards commit less fraud”, Harvard Business Review, May–June 2021, available at <https://hbr.org/2021/05/banks-with-more-women-on-their-boards-commit-less-fraud>; and Kellie A. McElhaney and Sanaz Mobasseri, “Women create a sustainable future”, October 2012, available at www.eticanews.it/wp-content/uploads/2012/11/Report-Women_Create_Sustainable_Value.pdf.

(f) 企業の取締役会、国有企業及び民間の上場・非上場企業の最高経営責任者などの経済的責任を負う役職の指名において、パリティを達成するための革新的な措置を講じる。

(g) e-ガバナンスやブロックチェーン技術などのデジタル・ソリューションを採用し、高潔性を確保する制度を強化し、パリティその他の女性の権利を侵害する権力乱用のリスクに取り組む

(h) 企業と労働組合間の対話を確立し、新たな労働モデルや経済的リーダーシップの促進等によって、企業の文化や手続きにおいてパリティを制度化し、明確な目標・指標を定める。

(i) 労使間の取り決めに必要に応じて補完するため、職場におけるパリティを義務付ける法律・政策を制度化し、意思決定のあらゆるレベルにおける水平的及び垂直的な性別に基づく職務分離のパターンを無くす。

(j) 生産性指数の一部として、子供を養育する両親その他の介護者に対して、柔軟な労働形態を正式に認め、支援するとともに、あらゆる労働者の権利及び社会保障を維持する雇用主にインセンティブを与える法規制を採用する。また、持続的発展の実現要因の一つとして、パリティに基づく企業文化を意識啓発策やインセンティブ等の方法によって促進する。その際、経済的価値だけでなく、社会的価値と持続可能な開発目標（SDGs）を、企業目標やビジネスの成功目標として取り入れた指標を指針として用いる。

(k) 企業のジェンダーに対する感受性や配慮度、責任分担におけるパリティのレベル、企業文化を評価する、ジェンダー監査への企業の参加を促進・奨励し、結果が良かった企業に対してインセンティブを提供する。また、パリティを制度化するための諸措置について、企業に対し年次の報告を求める。

(l) 経済的サービス・利益の増強、女性の購買力の活用、税制上の優遇措置の拡充等の方法を通じて、インフォーマル・セクターにおける女性が職業的に自立し、かつ指導的地位につけるようにし、非公式経済に従事する女性への信用と社会的保護の提供を実現し、そうした女性の公式経済への移行を支援するため、国・世界レベルで戦略的行動の枠組みを定める。

(m) 土地の利用・再分配、天然資源、気候変動の緩和及び「公正な移行」に関する意思決定との関連においてパリティを実現する。

(n) デジタル経済におけるパリティ、並びに、人工知能製品の開発・普及等の技術移行に関する意思決定の進展・管理におけるパリティの実現に向け、暫定的特別措置などの法的措置を講じる。

(o) 環境及び宇宙関連を含む、全ての革新的で最先端の部門、特許出願・知的所有権、スタートアップの機会への平等なアクセスの確保に関する暫定的特別措置等、積極的な措置を講じる。

(p) 女兒及び若年女性を対象とし、特に社会から疎外された状況にある若者に焦点を当て、事業・職業・能力研修、メンタリング制度、企業開発計画、インターンシップ制度、資金援助制度、支援ネットワークを提供する。

(q) 女性・男性を対象に、望めば以前と同じ職種・年功序列レベルに復帰できる、有給の育児休暇に関する法制度を採択するとともに、育児・家事における男女平等の責任に関する意識啓発に投資する。

(r) 暫定的特別措置等により、ひとり親に的を絞り、公共・民間部門でキャリアを積めるよう支援を提供する。

(s) 無料又は低価格の質の高い育児の提供等により、女性と男性がともに経済活動に参加し、育児・介護などのケア労働や家族支援の責任を分担できるよう、社会インフラに投資する。また、パリティの社会ビジョンに基づくとともに、ケアや支援を提供する者と必要とする者の権利についての、また、普遍的な社会的ニーズとしてのケアという認識に基づいて、ジェンダー、年齢、障害に配慮したケア・支援システム（家庭内で提供されるものを含む）に投資する。

(t) 社会的保護を、家事、農業その他無償の労働に従事している女性にまで広げる。

(u) 育児休暇を経て労働市場に復帰するときに、育児休暇中に果たした役割を通じて強化された、複数分野にまたがるスキルや経験を認識するメカニズムを設けるとともに、育児休暇中の親を対象に、希望すれば参加できる継続的な研修コースへのアクセスを提供する。

5. 意思決定にアクセスするための前提条件としての私的領域における女性の権利

67. 女性が自らの身体・生命を管理する権利を有するとともに、法的地位及び行為能力を含め、あらゆる領域（家庭、地域社会を含む）において平等な権利を持っていることは、女子差別撤廃条約に定められているだけでなく、女性が意思決定に平等にアクセスする権利を含む全ての権利を行使するための基本である。これらの分野での女性・女兒による権利の享受は、進捗はしているものの、依然として、非常に限定された状況にあると、女子差別撤廃委員会は考えている。また、一般勧告第 21 号（1994 年）及び婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響に関する一般勧告第 29 号（2013 年）では、家族関係における権利の不平等が女性に対する他のあらゆる差別の根源であることを強調している。

68. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 女性・女兒に対して差別的な親権法、行為能力法などの身分関係法の廃止・改正等により、婚姻及び家族関係における女性の平等な権利を保障する。

(b) 強制結婚や児童婚を禁止し、女性及び男性の最低婚姻年齢を 18 歳と定め、例外は認めない。

(c) 性と生殖に関する健康と権利に関する、年齢に応じた教育を学校カリキュラムに取り入れるなど、女性、女兒、男性、男児に対して、包括的で、利用しやすく、包括的かつ正確なヘルスケア情報を無料で提供する。

(d) 性と生殖に関する健康と権利に関するサービスへの完全なアクセスを保障するとともに、ヘルスケアに関する意思決定を行う女性・女兒（障害のある女性・女兒を含む）の行為能力の否定など、法律上及び事実上の障壁を無くす。

(e) 女性に影響を及ぼす差別的な国籍法を廃止する。

(f) 財産を取得、保有、利用、相続する女性・女兒の権利を、男性・男児と平等に法律上も事実上も保障する。

(g) 女性・女兒が生活のあらゆる側面で自ら意思決定を行う権利、女性と男性が責任を平等に分担する必要があること、婚姻及び全ての家族関係における女性の平等な権利に対する理解を深めるため、学校内外において、意識啓発・教育キャンペーンを実施する。

(h) ひとり親が十分な社会保障を受けられるようにする。

(i) 女性・女兒に対する有害な慣行並びに他のあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を違法とし、文化的・社会的規範及び慣行によってしばしば許容されている暴力を含め、あらゆる形態の暴力を一切容認しない⁵²。

VI. パリティに基づくシステムを実現する締約国の義務に関する説明責任とモニタリング

69. 女子差別撤廃委員会は、実施期限を過ぎた国際法上の締約国の義務を果たすとともに、平等かつ強靱で豊かな社会を共同で創り出すためには、全ての意思決定システムにおいてパリティを早急に実現する必要があると強く主張する。

70. 女子差別撤廃委員会は、締約国に対し、以下を勧告する。

(a) 本一般勧告に定められる義務の達成を明示的に確約し、そのために必要となる資源の動員を行うとともに、2030年までに意思決定のあらゆる領域でパリティを実現するための自国の行動計画を採択する。

(b) 本一般勧告の履行において地域機関を動員する。

(c) 意思決定のあらゆる分野、あらゆるレベルにおける女性の代表性に関する、年齢・民族・社会経済的背景別に細分化されたデータの定期的な収集・公表など、本一般勧告の履行に向けた進捗をモニタリング・評価するメカニズムを考案するとともに、そのデータを、女子差別撤廃委員会等に広く報告する。

VII. パリティに基づくシステムの実現に向けて求められる国際社会の行動

71. これまでの取り組みを踏まえ、女子差別撤廃委員会は、あらゆる領域、あらゆるレベルの意思決定におけるパリティの法的・規範的基盤を推進する上で、国際社会及び地域機関がとるべき、行動の機会がいくつかあると考えている。

72. 女子差別撤廃委員会は、国際社会に対し、以下を勧告する。

(a) 女子差別撤廃条約、並びに、男女間の平等及び権利の普遍性に関するその他の人権条約に基づく約束を履行する。

(b) 将来の全ての国際的な枠組み及び改革のプロセス、並びに、グローバル・デジタル・コンパクトをはじめとする既存の枠組み等の適用及び解釈における意思決定のあらゆる領域、あらゆるレベルに、パリティの原則を根付かせる。

(c) 国連総会の主要委員会、経済社会理事会、専門機関（人権条約機関、国際裁判所等）など、国連の全機関及びメカニズムのメンバーの決定、独立作業部会又は国別・特別報告者の指名、多国間機関の指導者の選定において、パリティのメカニズムを採用する。

⁵² See also joint general recommendation No. 31 of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women/general comment No. 18 of the Committee on the Rights of the Child (2019) on harmful practices.

(d) 国際機関のあらゆるレベルの求人・採用において、パリティを確保する。

(e) 本一般勧告の目標に沿った革新的な開発政策及び国際協力を実施し、各国の能力及び市民社会による支援を強化する。

(f) 女性・平和・安全保障まで拡大された手法など、意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的な代表性に関する本一般勧告に示した枠組みを、安全保障理事会、国連総会、人権理事会の議題及び今後の決議に取り入れるとともに、国際的な取り組みをさらに支援するため、パリティに関する新たなメカニズムの設置を検討する。
